

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-3. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について 2. 新内陸最終処分場吸着塔増設工事について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 吸着塔1塔の追加工事について</p> <p>ウ. 変更契約の時期について（報告書P171）【廃棄物施設課】</p> <p>当該変更契約は、平成27年1月に設計書が作成されているが、請負事業者の「変更契約工程表」では、既に平成26年12月下旬から「躯体補強工事詳細設計、製作」が実施され、1月下旬からは「躯体補強工事」が実施されていることが分かる。この間、担当課と業者とのやり取りをみると、業者からの強度不足の指摘と追加工事の提案があったのち、平成26年12月19日付で、「協議書」が取り交わされ、廃棄物施設課と業者との間で、追加工事の合意がなされている。その後、設計書等に基づく契約が整ったのは、平成27年2月2日であった。</p> <p>このような変更契約に関連する請負事業者からの協議書及び契約書等の文書によると、12月5日から見積り作業が始まり、12月19日には協議書が締結されている。それに対して、市側の変更契約の意思決定は平成27年1月26日であり、設計書等の作成作業はその前後であることが分かる。</p> <p>このような流れは、請負事業者が作成した「変更契約工程表」の躯体補強工事詳細設計、製作（12月下旬）や「躯体補強工事」（1月下旬）と整合性が取れていない。</p> <p>変更契約の事務手続が事業者の変更工事に係る準備作業との関係で、不合理に遅くならないよう、適時、適切に事務処理を行われたい。そのためには変更契約に係る事務手続の開始時期に係る職員の認識の改革について、意識啓発に努められたい。また、変更契約の書類一式にまとめられた各文書の内容に係る整合性を整理されたい。</p>	<p>変更契約の事務手続については、工事に限らず、平成27年4月（平成29年10月一部改正）「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」のうち昭和44年建設省「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」にあるよう、その必要が生じた都度、変更協議を行い、速やかに変更契約を締結している。</p>